

首都高速道路株式会社

第5回定期株主総会目的事項

(報告事項)

第5期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件

資料1

会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

資料2

(決議事項)

第1号議案 剰余金の処分の件

資料3-1

第2号議案 取締役選任の件

資料3-2

第3号議案 監査役選任の件

資料3-3

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対する
退職慰労金贈呈の件

資料3-4

事業報告

[平成21年4月1日から]
[平成22年3月31日まで]

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界金融危機と世界同時不況といった最悪期を乗り越え、輸出、生産においては持ち直しの動きが見られるようになったものの、企業収益は大幅に減少し、雇用情勢は極めて厳しい状況となるなど、低迷基調で推移しました。

このような経済状況の下、当社においては、平成22年3月28日に中央環状新宿線（3号渋谷線～4号新宿線間4.3km）を新たに開通させるなどの事業を展開してまいりました。この開通等により、首都高速道路ネットワークの利便性の向上、アクセス強化が図られております。

利用交通量は、普通車は対前期比1.1%増、大型車は5.7%減となり、全体としては前期より0.4%増の408.7万台（112.0万台/日）となっております。

また、高速道路事業以外の事業として、5箇所の都市計画駐車場等の駐車場事業、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアの運営及び管理等を展開してまいりました。

当連結会計年度の営業収益は499,162百万円（前年同期比62%増）、営業利益は5,036百万円（同24%増）、当期純利益は1,873百万円（同42%減）となりました。事業の部門別の営業収益の状況については、次のとおりです。

[高速道路事業]

当社グループは、首都高速道路のネットワーク整備の推進と営業路線の清掃・点検等の適正な管理を24時間365日体制で実施しており、営業路線延長は299.3kmとなっております。

料金所周辺での渋滞緩和やお客様のキャッシュレス化による利便性の向上等を図るため、従来からETCの普及に努めてきたところです。具体的には、「ETC宅配サービス」によるETC車載器の廉価販売や、曜日別時間帯別割引等を実施してまいりました。その結果、ETCの利用率は、平成22年3月平均が87.5%となり、前年同月比で4.5%の増となっております。

また、お客様サービスの一層の向上のため、ホームページに設けたグリーンポストやお客様満足度調査等を通じて得られたお客様の要望や意見を各種改善に反映し、サービス向上に努めてまいりました。

さらに、お客様に、より安全・快適に首都高速道路をご利用いただくため、走行環境の改善やパーキングエリアのリニューアル等を行ってまいりました。

このような状況の中で、営業収益のうち、料金収入等は景気低迷の影響等により大型車の交通量が減少したことに加え、経済対策等に伴う料金引き下げによる割引の拡充等に伴い割引のご利用が増加した結果、241,707百万円（前年同期比2%減）となりました。

高速道路の新設については、首都高速道路の最大の課題である渋滞を解消すべく、中央環状新宿線（3号渋谷線～4号新宿線間4.3km）を平成22年3月28日に開通させるとともに、中央環状線の最終区間である中央環状品川線（3号渋谷線～湾岸線間9.4km）の平成25年度中の開通に向け事業推進に努めるなど、5路線27.5kmの整備を行ってまいりました。

また、高速道路の改築等については、出入口増設等事業として王子南出入口の整備等、地震災害時の安全強化のため支承・連結装置の耐震性向上対策等の防災安全対策を継続して行うとともに、舗装の打ち替え等営業中路線において必要となる構造物等の更新を行ってまいりました。

当連結会計年度の高速道路事業営業収益のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）への債務引渡しに伴う道路資産完成高は、中央環状新宿線（3号渋谷線～4号新宿線間）の開通等により前年同期比473%増の250,021百万円となりました。

当連結会計年度の高速道路事業営業収益は491,729百万円（同69%増）となりました。

[駐車場事業]

都市計画駐車場及び高架下等駐車場において、長期安定的な定期顧客の獲得とお客様にご利用しやすい料金の設定等の取組を行いました。また、新規駐車場の開設を行つてまいりました。

当連結会計年度の同事業営業収益は2,770百万円（同1%減）となりました。

[受託事業]

レインボーブリッジにおける臨港道路海岸青海線及び東京臨海新交通臨海線、都道首都高速11号線の耐震性向上工事の施行等をはじめ、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施してまいりました。

当連結会計年度の同事業営業収益は3,599百万円（同71%減）となりました。

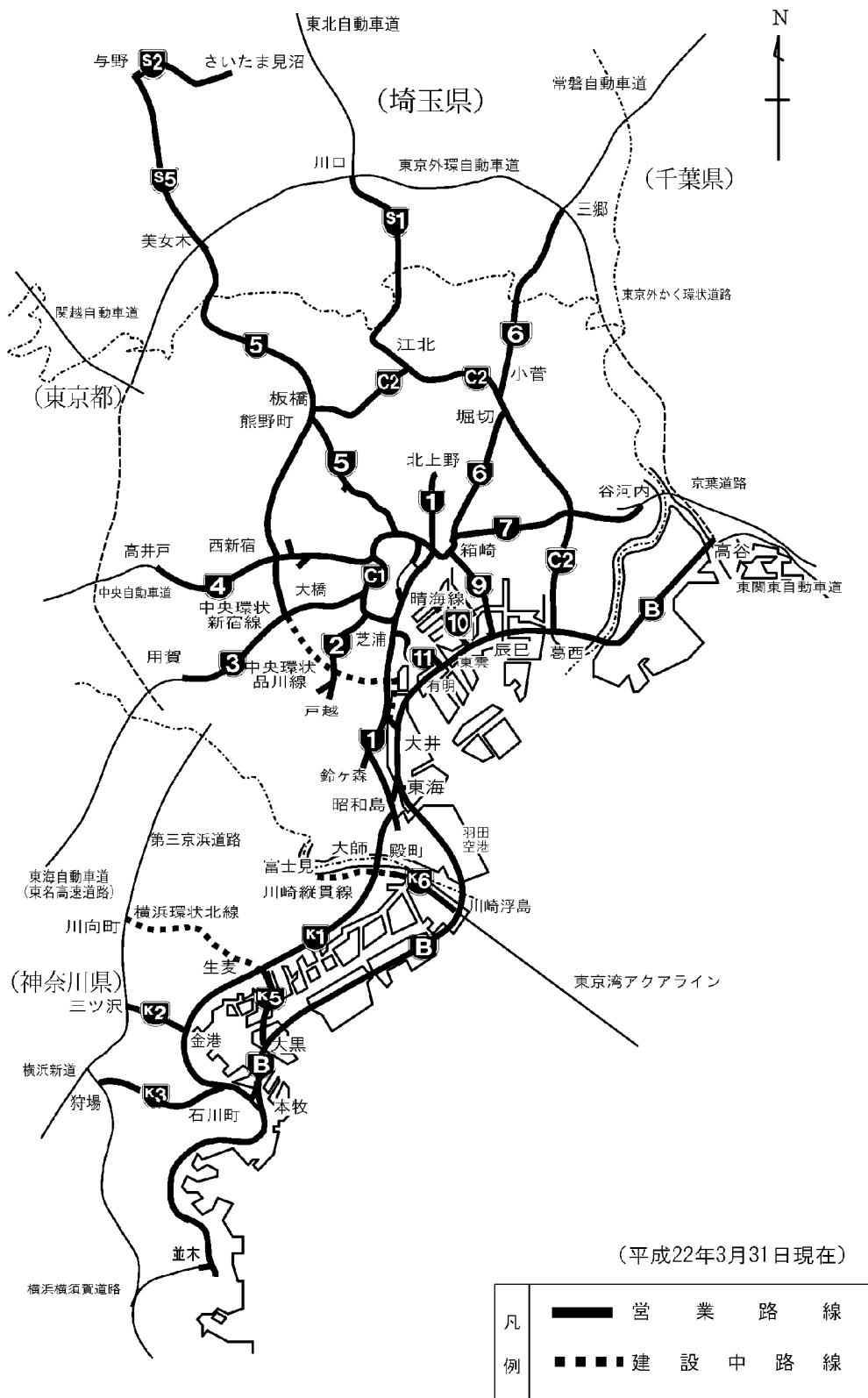
[その他の事業]

休憩所等事業として、首都高速道路上の20箇所のパーキングエリアにおいて、お客様が気軽に立ち寄れる都市型パーキングエリアの実現を目指し、芝浦PAにはコンビニエンスストアとカフェ、南池袋PAには自動販売機型コンビニエンスストアの誘致等各PAでリニューアル施策を行つてまいりました。

また、高架下賃貸施設の運営及び管理等を行つてまいりました。

当連結会計年度の同事業営業収益は1,400百万円（同30%増）となりました。

首都高速道路図



(2) 資金調達の状況

当連結会計年度の高速道路の新設、改築等に要する資金の一部に充当するため、次のとおり借入金の借入れ及び社債の発行を行いました。

① 無利子調達

借入先	借入月	借入額
機構 (独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利子借入)	平成21年7月、11月	329億円

② 有利子調達

種別	発行月 (借入月)	発行額 (借入額)
金融機関からの長期借入金(5年)	平成21年5月	160億円
第4回首都高速道路株式会社社債(5年)	平成21年10月	150億円
第8回政府保証債(10年)	平成22年1月	122億円
第5回首都高速道路株式会社社債(5年)	平成22年3月	400億円
金融機関からの長期借入金(5年)	平成22年3月	260億円

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資総額は6,456百万円であり、主な設備投資等は、次のとおりです。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・高速道路事業：中央環状新宿線（3号渋谷線～4号新宿線間）の開通に伴う料金所設備の新設
- ・駐車場事業(都市計画駐車場)：都市計画駐車場施設(料金精算装置)の更新
- ・駐車場事業(高架下等駐車場)：臨海町駐車場他7箇所の新規開設
- ・その他の事業(休憩所)：平和島(下)休憩所等施設の更新

② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充

- ・高速道路事業：横浜環状北線等の料金所設備の設計
安全対策に係る料金所施設の拡充及び料金所監視設備の整備拡充

③ 当連結会計年度に実施した重要な固定資産の売却、撤去又は災害等による滅失 該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

① 当社グループの財産及び損益の状況の推移

区分	第2期 平成18年度	第3期 平成19年度	第4期 平成20年度	第5期 平成21年度 当連結会計年度
営業収益(百万円)	292,373	444,910	306,973	499,162
当期純利益(百万円)	2,707	2,037	3,252	1,873
1株当たり当期純利益金額(円)	100.28	75.47	120.46	69.40
純資産額(百万円)	28,188	30,625	33,944	35,827
総資産額(百万円)	504,704	454,814	548,883	445,795

注1：営業収益には、消費税等は含まれておりません。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	第2期 平成18年度	第3期 平成19年度	第4期 平成20年度	第5期 平成21年度 当事業年度
営業収益(百万円)	291,016	443,158	305,241	497,014
当期純利益(百万円)	2,555	985	1,989	440
1株当たり当期純利益金額(円)	94.65	36.51	73.67	16.31
純資産額(百万円)	28,006	28,992	30,981	31,422
総資産額(百万円)	502,564	449,063	540,894	437,356

注1：営業収益には、消費税等は含まれておりません。

(9) 対処すべき課題

平成21年8月に新たな中期経営計画として「中期経営計画2011」（計画期間：平成21年度～平成23年度）を策定しました。引き続き、「首都圏のひと・まち・くらしを安全・円滑な首都高速道路ネットワークで結び、豊かで快適な社会の創造に貢献する」という基本理念の更なる推進に取り組んでまいります。また、距離別料金の導入に向けて、関係機関等と引き続き協議してまいります。

[高速道路事業]

平成18年7月に策定した首都高渋滞対策アクションプログラムに基づき、ネットワーク整備やボトルネック対策等を着実に進めてまいります。

特に、高速神奈川6号川崎線の殿町から大師ジャンクションまでの開通を平成22年10月には予定しており、これにより既に開通している川崎浮島ジャンクションから殿

町出入口の区間と合わせて高速神奈川1号横羽線(横浜方向)と高速湾岸線が接続し、川崎市街から羽田空港や東京湾アクアライン(千葉方面)へのアクセスが向上するなど、高速神奈川6号川崎線が一層便利になります。また、ネットワーク整備の要となる中央環状線については、平成21年度の3号渋谷線～4号新宿線間の開通による新宿線の全線開通に続き、品川線(3号渋谷線～湾岸線間9.4km)の平成25年度中の開通に向け、事業推進に努めてまいります。

安全対策を更に推進するための取組として、ETC利用の増加に伴い利用環境が変化している料金所付近における「料金所総合安全対策」等を進めてまいります。

不正通行の撲滅に向け、不正通行監視設備による不正通行等車両の捕捉を強化し、不正通行者を警察へ通報するとともに、割増金を含めた通行料金の請求・回収の強化を図ってまいります。

構造物の老朽化への対応としては、アセットマネジメントの考え方を活用しながら、確実で効率的な点検・補修を実施し、道路構造物の予防保全を徹底してまいります。

なお、引き続き道路の適切な管理水準を維持しつつ、コスト管理を徹底します。また、子会社に対し、首都高グループとして経営方針の徹底を図ってまいります。

[高速道路事業以外の事業]

首都高速道路をご利用になるお客様、首都圏にお住まいの皆様の豊かな生活実現のため、首都高速道路に関連する新たなライフスタイルを提案し、地域の価値を高める様々なバリューアップ事業を総合的に展開し、地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。

このため駐車場事業や休憩所事業等を中心として長期安定的な経営基盤強化を図りつつ、首都高速道路をご利用になるお客様や地域のお客様の生活の質的な向上に資するため、道路空間、未利用地を活用した利便増進施設の整備やロジスティクス事業等を進めてまいります。

(10) 主要な事業内容(平成22年3月31日現在)

当社は、高速道路事業、駐車場事業、受託事業及びその他の事業の4部門に関係する事業を行っております。

それぞれの事業の内容は次のとおりです。

事業名	事業の内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
駐車場事業	駐車場等の運営及び管理
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持及び修繕等
その他の事業	休憩施設等の運営及び管理並びに高速道路の高架下賃貸施設の運営及び管理等

(1) 主要な事業所(平成22年3月31日現在)

本社	東京都千代田区
東京建設局	東京都新宿区
神奈川建設局	神奈川県横浜市神奈川区
西東京管理局	東京都千代田区
東東京管理局	東京都中央区
神奈川管理局	神奈川県横浜市神奈川区

(2) 使用人の状況(平成22年3月31日現在)

① 当社グループの使用人の状況

使用人数(名)
3, 103
[1, 287]

注：臨時従業員数は、[]内に年間平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
1, 120	1	42.7	17.0

注1：従業員数は就業員数であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。

注2：平均勤続年数は、首都高速道路公団における勤続年数を含んでおります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社の状況

名称	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
首都高トールサービス西東京(株)	90	58.0	高速道路事業(料金収受業務)
首都高トールサービス東東京(株)	90	81.9	高速道路事業(料金収受業務)
首都高トールサービス神奈川(株)	90	66.5	高速道路事業(料金収受業務)
首都高パトロール(株)	50	100.0	高速道路事業(交通管理業務)
首都高カー・サポート(株)	20	100.0 (100.0)	高速道路事業(交通管理業務)
首都高技術(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(構造物点検))
首都高メンテナنس西東京(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(土木))
首都高メンテナنس東東京(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(土木))
首都高メンテナنس神奈川(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(土木))
首都高電気メンテナنس(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(電気))
首都高E T Cメンテナنس(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(E T C))
首都高機械メンテナنس(株)	90	100.0	高速道路事業(維持修繕業務(機械))
首都高速道路サービス(株)	90	100.0	駐車場事業、その他の事業
首都高保険サポート(株)	10	100.0 (100.0)	その他の事業
首都高パートナーズ(株)	10	100.0 (100.0)	その他の事業

注1：出資比率の（ ）内は、間接所有割合で内数となっております。

(4) 主要な借入先及び借入額(平成22年3月31日現在)

借入先	借入残高(億円)
機構	737
株みずほコーポレート銀行	184
株三菱東京U F J銀行	90
株三井住友銀行	76
株横浜銀行	50

(5) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

該当事項はありません。

(16) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項(平成22年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 : 108,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 : 27,000,000株
- (3) 当事業年度末の株主数 : 7名
- (4) 株主

氏名又は名称	持株数 (株)	発行済株式の総数 に対する持株数の 割合(%)
国土交通大臣	13,499,997	49.99
東京都	7,215,618	26.72
神奈川県	2,236,443	8.28
埼玉県	1,593,702	5.90
横浜市	1,203,121	4.45
川崎市	1,033,322	3.82
千葉県	217,797	0.80
計	27,000,000	100.00

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役会長	はせがわ 康司 長谷川 康司	最高経営責任者
代表取締役社長	さき木 克巳 佐々木 克巳	最高執行責任者
常務取締役	たちもり 俊昭 日月 俊昭	計画・環境 品質管理 入札監視部門
常務取締役	瀬野 俊樹 瀬野 俊樹	経営企画 総務・人事 監査部門 (財)首都高速道路厚生会理事長(非常勤)
常務取締役	かじやま 修 梶山 修	サービス推進 事業開発部門
常務取締役	えや 舜吾 恵谷 舜吾	建設事業 技術管理部門
常務取締役	おおぬま 広 大沼 広	財務 営業部門 距離別料金担当
監査役(常勤)	くらさわ 豊哲 倉澤 豊哲	
監査役(非常勤)	たむら 滋美 田村 滋美	東京電力(株)顧問
監査役(非常勤)	うじ 宇治 宇治 嘉造	

注1：常務取締役瀬野俊樹氏は、(財)首都高速道路厚生会理事長(非常勤)を兼務しております。なお、当社と同財団との間には、事務所施設を有償にて貸与するなどの取引関係がございます。

- 2：監査役田村滋美氏は、東京電力(株)顧問を兼務しております。なお、当社と同社との間には、電力供給契約の取引関係がございます。
- 3：監査役は全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
- 4：監査役宇治嘉造氏は、経理部門での業務経験が20年以上あり、財務等に関する相当程度の知見を有しております。
- 5：常務取締役 野口 秀昭氏は、平成21年6月26日辞任いたしました。

(2) 社外役員に関する事項

	倉澤豊哲	田村滋美	宇治嘉造
①他の法人等の業務執行者との重要な兼職状況	—	別記1	—
②他の法人等の社外役員等との重要な兼職状況	—	—	—
③会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係	—	—	—
④当事業年度における主な活動状況	別記2	別記2	別記2
⑤責任限定契約に関する事項	別記3	別記3	別記3
⑥社外役員の報酬等の総額	別記4	別記4	別記4
⑦親会社又は子会社等からの役員報酬等の総額	—	—	—
⑧社外役員に関する事項の内容に対しての意見	—	—	—

別記1：他の法人等の業務執行者との兼職状況については、「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役に関する事項(平成22年3月31日現在)」に関する表(注2を含む。)に記載のとおりです。

別記2：社外監査役倉澤豊哲氏については、当事業年度開催の取締役会及び監査役会すべてに出席し、必要な発言を適宜行っております。

社外監査役田村滋美氏については、当事業年度開催の取締役会13回のうち12回及び監査役会12回のうち11回出席し、必要な発言を適宜行っております。
社外監査役宇治嘉造氏については、当事業年度開催の取締役会13回のうち12回及び監査役会すべてに出席し、必要な発言を適宜行っております。

別記3：平成18年6月29日開催の第1回定時株主総会で定款を変更し、社外役員の責任限定契約に関する規定を設けておりますが、当該定款に基づく契約は締結しておりません。

別記4：社外役員の報酬等の総額については、「4. 会社役員に関する事項 (3) 取締役及び監査役に対する報酬等の額」(監査役の報酬額)に記載のとおりです。

(3) 取締役及び監査役に対する報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額
取締役	8名	132百万円
監査役	3名	26百万円
計	11名	159百万円

注1：平成17年9月21日開催の創立総会決議による取締役の報酬総額は年額2億円以内、監査役の報酬総額は年額7,000万円以内です。

なお、当社取締役の員数は10名以内、監査役の員数は4名以内と定めております。

2：上記には、平成21年6月26日開催の第4回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対する報酬を含んでおります。なお、平成22年3月31日現在の支給人數は取締役7名、監査役3名です。

3：上記のほか、平成21年6月26日開催の第4回定時株主総会決議に基づき、退任取締役に対する退職慰労金を次のとおり支給しております。

退任取締役1名 1百万円

- (4) その他会社役員に関する重要な事項
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

- (2) 当該事業年度中に辞任した又は解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

- (3) 現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

- (4) 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

該当事項はありません。

- (5) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

- (6) 報酬等の額

区分	報酬等の額
報酬等の額	66百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	70百万円

注：当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

- (7) 解任又は不再任の決定の方針

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会において、当社の業務の適正を確保するための体制整備の基本方針を決議いたしました（最終改正：平成21年5月21日）。

首都高速道路株式会社の業務の適正を確保するための体制整備の基本方針

当社は、基本理念として「首都圏のひと・まち・くらしを安全・円滑な首都高速道路ネットワークで結び、豊かで快適な社会の創造に貢献」することを掲げている。

本基本方針は、「基本理念」を実現するために必要となる、「会社の業務の適正を確保するための体制整備」を目的とする。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会を原則として月1回開催し、四半期毎に各取締役による職務の執行状況の報告を行うとともに、取締役、執行役員及び本社ライン部室長が出席する「経営会議」を原則として週1回開催し、取締役が相互に職務執行の適法性を確保するよう努める。両会議には監査役が出席し、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を発揮する。

また、代表取締役会長を委員長、代表取締役社長を委員長代理、担当取締役を委員、監査役及び従業員代表（労働組合委員長）を社内特別委員、社外有識者6名を社外特別委員として構成する「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する基本方針の決定、体制の整備、施策の実施を推進する。

「コンプライアンス委員会」の審議を経て取締役会が定めた「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」に基づき、取締役は法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

「文書取扱準則」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、同準則により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業の遂行、E T C等各種システムの運営、事務執行等に係るリスクについては、担当部門において、洗い出しを行うとともに、それぞれのリスクの管理のため、社内規則の制定、マニュアルの作成・周知、研修の実施等の必要な措置を講じる。

リスク管理のために必要な事項、リスクが具現化した場合の対応等は、「リスク管理規則」により定める。

特に、災害、事故等の緊急時の即応体制については、日頃から全社員に徹底し、隨時、訓練を実施する。

また、入札及び契約に関しては、社内のチェックに加え、外部の有識者で構成する「入札監視委員会」の審査を受け、その適正化を推進する。

組織横断的なリスクへの対応については、経営企画部門が総合調整するものとする。

取締役会及び「経営会議」は、これらの実施状況を監督し、リスク管理を徹底する。

新たに生じたリスクについては、社長が速やかに対応責任者となる取締役及び対応部門を定め、取締役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

職務権限や意思決定ルールを明確にする「権限規則」等の制定、取締役会による「中期経営計画」及び「年度経営計画」の策定とこれに基づく業績目標の設定、「経営会議」での主要業績指標の月次レビューと対応策の検討等により、取締役の職務の執行の効率化を図る。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会が定めた「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」に基づき、社員は法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、総務担当取締役は、「企業倫理憲章」及び「社員行動倫理規範」の解説等を含む「首都高コンプライアンスマニュアル」を作成し、全社員に配付すること等により、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

業務の遂行に伴う不正行為等について、これを看過することなく、職場における業務の透明性を一層向上させるため、電話、封書、オンライン又は面談によって、社員が直接、社外の弁護士又は社内の内部通報窓口に情報提供を行う手段として「アラームネット」(内部通報制度)を設置・運営する。通報をした者に対して不利益な扱いをしない旨及び通報窓口以外の者が通報を受けた場合の取扱いを社内規則に明記すること等により、実効性の向上を図る。

内部監査担当部門が、社員のコンプライアンスの状況を監査する。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

首都高グループにおける内部統制の構築を目指し、当社経営企画部門においてグループ全体の内部統制を担当する。取締役会が定めた「子会社管理規則」に基づき、首都高グループ内での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。そのため、当社及びグループ会社の情報共有・意見交換の場として、当社の役員及びグループ会社の社長からなる「グループ会社社長会」を定期的に開催する。

なお、当社及びグループ会社の取締役は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有することとする。

当社の監査役は、必要に応じてグループ会社の業務状況等を調査するとともに、当社の内部監査担当部門が、当社及びグループ会社の内部監査を実施し、その結果を当社及びグループ会社の社長に報告する。当社の経営企画部門は、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

グループ会社も「アラームネット」の対象にするとともに通報窓口の設置について周知することにより、実効性の向上を図る。

7. 監査役会がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制及びその使用者の取締役からの独立性に関する事項

監査役室を設置し、社内業務に精通した使用人を配置し、監査業務を補助するものとする。

監査役室の使用者の人事異動については、事前に人事担当取締役から監査役に協議するものとする。また、当該使用者を懲戒に付する場合には、人事担当取締役はあらかじめ監査役の承諾を得るものとする。

8. 取締役及び使用者が監査役会に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役会及び「経営会議」に監査役が出席し、取締役及び社員の業務遂行状況について、監査役が詳細に把握できる体制を確保する。

取締役及び使用者は、監査役会に対して、法定の事項に加え、「経営会議」の議案、首都高グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「アラームネット」による通報状況及びその内容を速やかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する。

9. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を開催するとともに、その他の取締役についても適宜、意見交換の場を設けるものとする。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

注：本事業報告中の記載金額及び比率その他は、表示単位未満を切捨てて表示しております。ただし、1頁中の利用交通量及びE T Cの利用率に係る数値並びに8頁の出資比率については四捨五入で表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

平成22年3月31日

首都高速道路株式会社

(単位 : 百万円)

資 産 の 部

I 流動資産

現金及び預金	14,455
高速道路事業営業未収入金	39,606
未収入金	2,529
短期貸付金	14,987
有価証券	15,000
たな卸資産	
仕掛道路資産	233,343
貯蔵品	342
その他のたな卸資産	<u>54</u>
受託業務前払金	233,740
前払金	45,596
繰延税金資産	1,692
その他	1,228
貸倒引当金	2,230
	<u>△ 204</u>
流 動 資 產 合 計	370,863

II 固定資産

有形固定資産

建物	12,615
減価償却累計額	<u>△ 3,242</u>
構築物	9,372
減価償却累計額	<u>△ 21,157</u>
機械及び装置	17,253
減価償却累計額	<u>△ 3,903</u>
車両運搬具	42,951
減価償却累計額	<u>△ 9,040</u>
工具、器具及び備品	33,910
減価償却累計額	<u>△ 858</u>
土地	967
リース資産	1,138
減価償却累計額	<u>△ 443</u>
建設仮勘定	695
	7,915
土地	100
減価償却累計額	<u>△ 41</u>
建設仮勘定	58
	1,945
無形固定資産	72,118

投資その他の資産

投資有価証券	30
敷金	965
繰延税金資産	497
その他	82
貸倒引当金	<u>△ 3</u>

固 定 資 產 合 計

74,932

資 産 合 計

445,795

負 債 の 部

I 流動負債

高速道路事業営業未払金	30,228
短期借入金	600
一年以内返済予定長期借入金	23,972
リース債務	26
未払金	11,949
未払法人税等	2,801
預り金	332
受託業務前受金	47,577
前受金	1,033
賞与引当金	1,314
回数券払戻引当金	101
その他	<u>2,795</u>
流動負債合計	122,734

II 固定負債

道路建設関係社債	142,857
道路建設関係長期借入金	94,740
その他の長期借入金	16,936
リース債務	36
退職給付引当金	32,164
役員退職慰労引当金	132
その他	<u>366</u>
固定負債合計	<u>287,233</u>
負債合計	<u>409,968</u>

純 資 産 の 部

I 株主資本

資本金	13,500
資本剰余金	13,500
利益剰余金	8,322
株主資本合計	<u>35,322</u>

II 少数株主持分

純資産合計	<u>35,827</u>
負債・純資産合計	<u>445,795</u>

連 結 損 益 計 算 書
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

首都高速道路株式会社
(単位：百万円)

I 営業収益		499, 162
II 営業費用		
道路資産賃借料	179, 176	
高速道路等事業管理費及び売上原価	306, 807	
販売費及び一般管理費	<u>8, 142</u>	<u>494, 126</u>
営業利益		5, 036
III 営業外収益		
受取利息	17	
土地物件貸付料	79	
損害賠償金	78	
収用補償金	48	
負ののれん償却額	6	
その他	<u>202</u>	433
IV 営業外費用		
支払利息	307	
回数券払戻引当金繰入額	109	
その他	<u>79</u>	<u>496</u>
経常利益		4, 973
V 特別損失		
臨時損失		<u>273</u>
税金等調整前当期純利益		4, 700
法人税、住民税及び事業税		2, 980
法人税等調整額		△ 162
少數株主利益		<u>8</u>
当期純利益		<u>1, 873</u>

連 絡 株 主 資 本 等 變 動 計 算 書
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

首都高速道路株式会社
(単位：百万円)

	株 主 資 本				少數株主持分 純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計	
平成21年3月31日残高	13,500	13,500	6,448	33,448	496
当期変動額					
当期純利益	—	—	1,873	1,873	—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	—	—	—	—	8
当期変動額合計	—	—	1,873	1,873	8
平成22年3月31日残高	13,500	13,500	8,322	35,322	504
					35,827

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

連結子会社の名称

15 社

首都高トールサービス西東京(株)
首都高トールサービス東東京(株)
首都高トールサービス神奈川(株)
首都高パトロール(株)
首都高カーサポート(株)
首都高技術(株)
首都高メンテナンス西東京(株)
首都高メンテナンス東東京(株)
首都高メンテナンス神奈川(株)
首都高電気メンテナンス(株)
首都高ETCメンテナンス(株)
首都高機械メンテナンス(株)
首都高速道路サービス(株)
首都高保険サポート(株)
首都高パートナーズ(株)

2 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数

0 社

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、3月31日であり、連結決算日と同一であります。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券(時価のないもの)

移動平均法による原価法

②たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額しております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

貯蔵品

主に先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

主として定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2年～51 年

構築物 2年～45 年

機械及び装置 2年～17 年

なお、当社が首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「[退職給付に係る会計基準]」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。

なお、従来の割引率と同一の割引率を使用することとなったため、本会計基準の適用による、当連結会計年度の損益及び退職給付債務の差額の未処理残高に与える影響はありません。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費
支出時に償却しております。

② のれん及び負ののれんの処理方法

負ののれん
2年間で償却しております。

③ 収益及び費用の計上基準

道路資産完成高 工事完成基準

工事に係る受託業務収入

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、平成21年3月31日以前に着手した工事は工事完成基準を適用しております。

(会計方針の変更)

工事に係る受託業務収入の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当連結会計年度より適用し、当連結会計年度に着手した工事契約のうち、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

④ 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法を採用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債142,857百万円の一般担保に供しております。

2 保証債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。

(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務748,550百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、439,441百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

3 重畠的債務引受け
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係社債が39,994百万円、道路建設関係長期借入金が210,614百万円減少しております。道路建設関係長期借入金に係る減少額のうち25,311百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る道路建設関係社債39,994百万円及び道路建設関係長期借入金185,303百万円については、重畠的債務引受けがなされた額です。

4 有形固定資産の取得原価から控除された工事負担金累計額 21 百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1 臨時損失

社会貢献による医療費助成制度への拠出金	100 百万円
占用許可条件の変更に伴う過年度分占用料追加支払額	173 百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数 普通株式 27,000 千株

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当社グループは、主に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下この項において「機構」といいます。)と締結した「都道首都高速1号線等に関する協定」に基づく高速道路の新設、改築等を行うために必要な資金を社債発行や銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制
営業債権である高速道路事業営業未収入金はETC料金にかかるカード会社の未収入金が太宗を占めており、信用リスクは僅少であります。
短期貸付金は債券現先取引にかかる残高であり、運用はすべて国庫短期証券によっております。
有価証券は、取締役会決議に従い、譲渡性預金、国債、地方債及び政府保証債に対象を限定しており、信用リスクは僅少であります。
投資有価証券である株式は、非上場株式であり、市場価格の変動に係るリスクはありませんが、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が低下するリスクがあるため、発行会社の財政状態を把握し保有状況の見直しを行ってまいります。
営業債務である高速道路事業営業未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。
道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金は、機構と締結した「都道首都高速1号線等に関する協定」に基づく高速道路の新設、改築等に必要な資金の調達を目的としたものであり、当該新設、改築等を行った高速道路に係る道路資産が道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属するときにおいて、当該資産に対応する債務として、機構に引受けられます。
道路建設関係長期借入金のうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されています。当社は、当該借入金が機構に引受けられるまでの期間に係る支払利息の変動リスクに備えるために、固定金利と変動金利による借入の割合をそれぞれ同程度としております。
その他の長期借入金については、料金徴収施設等の事業用設備に係る設備投資資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で9年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されています。当該借入については、金利変動リスクに備えるため、固定金利と変動金利による借入の割合をそれぞれ同程度としております。
また、営業債務、社債及び借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社は、当社の社内規則に従い、各部署からの報告を基に財務部が資金繰り計画を作成・更新するとともに、銀行と当座貸越契約を締結することなどにより、流動性リスクを管理しております。
(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	14,455	14,455	-
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*1)	39,606 △ 125	39,480	-
(3) 短期貸付金	14,987	14,987	-
(4) 有価証券	15,000	15,000	-
資産計	83,923	83,923	-
(1) 高速道路事業営業未払金	30,228	30,228	-
(2) 道路建設関係社債	142,857	146,248	3,391
(3) 道路建設関係長期借入金	115,772	115,763	△8
(4) その他の長期借入金	19,877	19,913	36
負債計	308,735	312,154	3,418

(*1)高速道路事業営業未収入金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金
預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 高速道路事業営業未収入金
高速道路事業営業未収入金については、すべて短期であり、回収可能見込額を反映して時価を算定しております。
- (3) 短期貸付金
短期貸付金はすべて現先取引によるものです。この取引による担保受入金融資産(債券)の期末時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、時価は当該帳簿価額によっております。
- (4) 有価証券
有価証券はすべて短期の譲渡性預金であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

- (1) 高速道路事業営業未払金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 道路建設関係社債
当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。
- (3) 道路建設関係長期借入金及び(4)その他の長期借入金
長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により時価を算定しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	30

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることが不可能であることから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(4)有価証券」には含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内
現金及び預金	14,455
高速道路事業営業未収入金	39,606
短期貸付金	14,987
有価証券	15,000
合計	84,049

(注4)社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
道路建設関係社債	-	-	-	-	55,000	88,300
道路建設関係長期借入金	21,032	-	40,100	9,380	45,260	-
その他の長期借入金	2,940	6,532	5,070	4,333	200	800
合計	23,972	6,532	45,170	13,713	100,460	89,100

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,308 円 24銭
1株当たり当期純利益金額	69 円 40銭

貸 借 対 照 表
平成22年3月31日

首都高速道路株式会社
(単位：百万円)

資 産 の 部

I 流動資産						
現金及び預金	9,317					
高速道路事業営業未収入金	39,606					
未収入金	2,207					
未収収益	0					
短期貸付金	15,380					
有価証券	15,000					
仕掛道路資産	233,273					
貯蔵品	197					
受託業務前払金	45,634					
前払金	1,003					
前払費用	168					
繰延税金資産	551					
その他の流動資産	1,851					
貸倒引当金	△ 203					
流 動 資 產 合 計	363,988					
II 固定資産						
i 高速道路事業固定資産						
有形固定資産						
建物	844					
構築物	16,622					
機械及び装置	34,178					
車両運搬具	392					
工具、器具及び備品	256					
土地	268					
建設仮勘定	1,769					
無形固定資産		54,332				
		605				
			54,938			
ii 駐車場事業固定資産						
有形固定資産						
建物	3,348					
構築物	13					
工具、器具及び備品	102					
建設仮勘定	6		3,470			
				3,470		
iii 休憩所等事業固定資産						
有形固定資産						
土地		375				
無形固定資産		0				
			375			
iv 高架下事業固定資産						
有形固定資産						
建物	4					
構築物	0					
			5			
v 各事業共用固定資産						
有形固定資産						
建物	4,368					
構築物	10					
機械及び装置	8					
車両運搬具	31					
工具、器具及び備品	124					
土地	7,260					
リース資産	4					
建設仮勘定	84					
無形固定資産		11,893				
		555				
			12,448			

vii その他の固定資産	
有形固定資産	
土地	0
viii 投資その他の資産	
関係会社株式	1,114
敷金	796
繰延税金資産	156
その他の投資等	65
貸倒引当金	$\triangle 3$
固定資産合計	<u>2,128</u>
資産合計	<u>73,368</u>
	<u>437,356</u>

負債の部

I 流動負債	
高速道路事業営業未払金	37,746
その他事業未払金	3,572
一年以内返済予定長期借入金	23,942
リース債務	0
未払金	3,102
未払費用	185
未払法人税等	1,956
預り金	206
受託業務前受金	47,577
前受金	1,033
前受収益	261
賞与引当金	771
回数券払戻引当金	101
その他の流動負債	<u>100</u>
流動負債合計	<u>120,560</u>
II 固定負債	
道路建設関係社債	142,857
道路建設関係長期借入金	94,740
その他の長期借入金	16,884
リース債務	3
退職給付引当金	30,845
役員退職慰労引当金	<u>43</u>
固定負債合計	<u>285,374</u>
負債合計	<u>405,934</u>

純資産の部

I 株主資本	
資本金	13,500
資本剰余金	
資本準備金	<u>13,500</u>
資本剰余金合計	<u>13,500</u>
利益剰余金	
その他利益剰余金	
別途積立金	3,328
繰越利益剰余金	<u>1,093</u>
利益剰余金合計	<u>4,422</u>
株主資本合計	31,422
純資産合計	31,422
負債・純資産合計	<u>437,356</u>

損 益 計 算 書
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

首都高速道路株式会社
(単位：百万円)

I. 高速道路事業営業損益

1. 営業収益			
料金収入	234,647		
道路資産完成高	250,021		
その他の売上高	<u>6,777</u>		
		491,446	
2. 営業費用			
道路資産賃借料	179,176		
道路資産完成原価	250,021		
管理費用	<u>60,158</u>		
		489,357	
高速道路事業営業利益			2,089

II. 駐車場事業営業損益

1. 営業収益			
駐車場事業収入	1,367		
駐車場営業雑収入	<u>433</u>		
		1,800	
2. 営業費用			
駐車場事業費	1,501		
		<u>1,501</u>	
駐車場事業営業利益			299

III. 休憩所等事業営業損益

1. 営業収益			
休憩所等事業収入	102		
		102	
2. 営業費用			
休憩所等事業費	67		
		<u>67</u>	
休憩所等事業営業利益			34

IV. 高架下事業営業損益

1. 営業収益			
高架下事業収入	66		
		66	
2. 営業費用			
高架下事業費	77		
		<u>77</u>	
高架下事業営業損失			11

V. 受託業務事業営業損益

1. 営業収益			
受託業務収入	3,598		
		3,598	
2. 営業費用			
受託業務事業費	3,480		
		<u>3,480</u>	
受託業務事業営業利益			117
全事業営業利益			<u>2,529</u>

VI. 営業外収益

受取利息	10		
有価証券利息	9		
土地物件貸付料	79		
雑収入	<u>178</u>		
		278	

VII. 営業外費用

支払利息	294		
回数券払戻引当金繰入額	109		
雑損失	<u>32</u>		
		<u>436</u>	
経常利益			2,370

VIII. 特別損失

臨時損失			
税引前当期純利益			
法人税、住民税及び事業税			2,097
法人税等調整額	1,724		
当期純利益	<u>△67</u>		
		<u>1,656</u>	
		<u>440</u>	

株主資本等変動計算書
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

首都高速道路株式会社
(単位：百万円)

資本金	株主資本				純資産合計			
	資本準備金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本剰余金合計	その他利益剰余金					
平成21年3月31日残高	13,500	13,500	13,500	1,780	2,201	3,981	30,981	30,981
事業年度中の変動額	-	-	-	1,547	△ 1,547	-	-	-
別途積立金の積立	-	-	-	-	440	440	440	440
当期純利益	-	-	-	-	440	440	440	440
事業年度中の変動額合計	-	-	-	1,547	△ 1,107	440	440	440
平成22年3月31日残高	13,500	13,500	13,500	3,328	1,093	4,422	31,422	31,422

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|--------------------|-------------|
| ① 子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券(時価のないもの) | 移動平均法による原価法 |

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額しております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

② 貯蔵品

主に先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2年～50年

構築物 2年～45年

機械及び装置 2年～17年

なお、首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費
支出時に償却しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(会計方針の変更)

当事業年度より、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。

なお、従来の割引率と同一の割引率を使用することとなったため、本会計基準の適用による、当事業年度の損益及び退職給付債務の差額の未処理残高に与える影響はありません。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5 収益及び費用の計上基準

(1) 道路資産完成高

工事完成基準によっております。

(2) 工事に係る受託業務収入

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、平成21年3月31日以前に着手した工事は工事完成基準を適用しております。

(会計方針の変更)

工事に係る受託業務収入の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当事業年度より適用し、当事業年度に着手した工事契約のうち、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

6 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債142,857百万円の一般担保に供しております。

2 減価償却累計額

有形固定資産は、減価償却累計額を控除した残額のみを記載しております。控除した減価償却累計額は、高速道路事業固定資産13,273百万円、駐車場事業固定資産1,766百万円、高架下事業固定資産19百万円、各事業共用固定資産1,236百万円であります。

3 保証債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の下記の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。

(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務748,550百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務のうち、439,441百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

4 重畠的債務引受け

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、道路建設関係社債が39,994百万円、道路建設関係長期借入金が210,614百万円減少しております。道路建設関係長期借入金に係る減少額のうち25,311百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額です。残る道路建設関係社債39,994百万円及び道路建設関係長期借入金185,303百万円については、重畠的債務引受けがなされた額です。

5 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	470 百万円
長期金銭債権	24 百万円
短期金銭債務	7,807 百万円

6 高速道路事業固定資産の取得原価から控除された工事負担

金累計額 21 百万円

(損益計算書に関する注記)

1 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	375 百万円
仕入高	46,147 百万円

営業取引以外の取引による取引高

7 百万円

2 臨時損失

社会貢献による医療費助成制度への拠出金	100 百万円
占用許可条件の変更に伴う過年度分占用料追加支払額	173 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の株式数

該当なし

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	56 百万円
賞与引当金	314 百万円
回数券払戻引当金	41 百万円
退職給付引当金	12,554 百万円
役員退職慰労引当金	17 百万円
未払事業税	221 百万円
前受金	420 百万円
その他	17 百万円
繰延税金資産小計	13,643 百万円
評価性引当額	△ 12,935 百万円
繰延税金資産合計	708 百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

(借主側)

1 ファイナンス・リース取引

- 所有権移転外ファイナンス・リース取引
- ① リース資産の内容
社用車(車両運搬具)であります。
 - ② リース資産の減価償却の方法
重要な会計方針に係る事項に関する注記「2固定資産の減価償却の方法」に記載しております。

2 オペレーティング・リース取引

未経過リース料期末残高相当額	
1年内	37 百万円
1年超	107 百万円
合計	145 百万円

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

(1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
機械及び装置	5	3	1
工具、器具及び備品	376	320	55
無形固定資産	92	59	32
合計	474	383	90

(注)取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

② 未経過リース料期末残高相当額

1年内	37 百万円
1年超	53 百万円
合計	90 百万円

(注)未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

③ 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	112 百万円
減価償却費相当額	112 百万円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項に規定する協定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から平成62年9月30日まで高速道路を借り受けております。なお、これに係る未経過リース料期末残高相当額は下記のとおりであります(平成18年度において、実績料金収入が加算基準額を超えたことにより、協定に定める道路資産の貸付料に加え、1,586百万円を費用処理し、また、平成20年度及び21年度において、実績料金収入が減算基準額を下回ったことにより、協定に定める道路資産の貸付料を、平成20年度において14,035百万円、平成21年度において14,751百万円それぞれ減額しておりますが、この額は下記の数値に反映させておりません)。

1年内	197,211 百万円
1年超	10,693,423 百万円
合計	10,890,635 百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)						
主要株主	国土交通省 (国土交通大臣)	東京都千代田区	-	国土交通行政	(被所有) 直接 50.0%	工事等の受託	受託業務収入	985	—	—						
							受託業務前受金の受入	2,364	受託業務前受金	12,561						
							未収入金		未収入金	1,038						
主要株主	東京都	東京都新宿区	-	東京都行政	(被所有) 直接 26.7%	工事等の受託	社会実験減収補填金の受入	6,759	高速道路事業営業未収入金	6,759						
							受託業務収入	2,008	—	—						
							受託業務前受金の受入	8,475	受託業務前受金	30,241						
							未収入金		未収入金	1,015						
							医療費助成拠出金の支払(注2)	100	—	—						

(注1) 受託業務前受金の受入を除き、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注2) 社会貢献による医療費助成拠出金であります。

2 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	東京都港区	4,855,290	高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け、承継債務の返済等	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払(注1)	179,176	高速道路事業営業未払金	16,966
							高速道路事業営業未収入金		1,946	
						道路資産完成高及び債務引受け	道路資産完成高	250,021	高速道路事業営業未収入金	11,220
							債務引受けに伴う借入金等債務の減少額(注2)	250,608	高速道路事業営業未払金	151
						借入金等の連帯債務	債務保証(注2)(注3)	1,187,991	—	—
							当社借入に対する被債務保証(注4)	2,223	—	—
						資金の借入	資金の借入(注5)	32,920	道路建設関係長期借入金	73,772
						過年度占用料の支払	過年度占用料の支払(注6)	173	—	—

- (注1) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項に規定する協定に基づき、支払いを行っております。
- (注2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられております。また、引受けが行われた債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を除く借入金等債務について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
- (注3) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した首都高速道路債券(国が保有している債券を除く。)について、当社は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。なお、保証料は受け取っておりません。
- (注4) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が首都高速道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)に対して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
- (注5) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利子の借入金であります。
- (注6) 占用許可条件の変更に伴う過年度分占用料追加支払額であります。
- (注7) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には道路建設関係長期借入金を除き消費税等が含まれております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

1株当たり当期純利益金額

1,163 円79銭

16 円31銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年6月3日

首都高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐原 和正 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 暢一 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 児玉 卓也 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、首都高速道路株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、首都高速道路株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年6月3日

首都高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐原 和正 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 暢一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 児玉 卓也 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、首都高速道路株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び建設局・管理局において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年6月10日

首都高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 倉澤豊哲印

監査役（社外監査役） 田村滋美印

監査役（社外監査役） 宇治嘉造印

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、高速道路事業における将来の経済情勢の変動等による想定外の収入の減少や管理費の増大に備えて、経営基盤の強化に資することとするため内部留保したく、下記のとおりといたしたいと存じます。

なお、当社の自己資本の充実に努めるため、当期末の剰余金の配当につきましては無配当とさせていただきたくお願い申し上げます。

記

剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 381, 390, 642円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 381, 390, 642円

第2号議案 取締役選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりあります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
1	橋 本 圭一郎 (昭和26年10月20日生)	昭和49年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成13年6月 株式会社東京三菱銀行国際業務部長 平成15年6月 三菱自動車工業株式会社代表取締役執行副社長 最高財務責任者 平成17年6月 セガサミーホールディングス株式会社専務取締役 平成18年2月 フィッチ・レーティングス、ジャパン CEO 平成20年4月 株式会社アサツー ディ・ケイ 顧問	—
2	日 月 俊 昭 (昭和19年10月21日生)	昭和43年4月 建設省採用 平成9年7月 同 北陸地方建設局長 平成11年4月 同 退職 平成11年4月 財団法人道路空間高度化機構常務理事 平成15年1月 首都高速道路公団理事（工務・保全施設担当） 平成17年10月 首都高速道路株式会社常務取締役 現在に至る 計画・環境、品質管理、入札監視部門担当	—
3	瀬 野 俊 樹 (昭和24年12月23日生)	昭和47年4月 建設省採用 平成11年7月 国土庁長官官房審議官(大都市圏整備局担当) 平成12年7月 建設省退職 平成12年7月 財団法人民間都市開発推進機構常務理事 平成16年6月 東日本建設業保証株式会社常務取締役 平成20年6月 首都高速道路株式会社常務取締役 現在に至る 経営企画、総務・人事、監査部門担当	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
4	恵 谷 舜 吾 (昭和 22 年 9 月 11 日生)	昭和 47 年 4 月 首都高速道路公団採用 平成 11 年 1 月 同 第二建設部長 平成 11 年 5 月 同 東京建設局建設第一部長 平成 12 年 1 月 同 工務部長 平成 15 年 8 月 同 東京建設局長 平成 17 年 10 月 首都高速道路株式会社東京建設局長 平成 19 年 6 月 同 常務執行役員 平成 20 年 6 月 同 常務取締役 現在に至る 建設事業、技術管理部門担当	—
5	道 家 孝 行 (昭和 24 年 7 月 22 日生)	昭和 49 年 4 月 東京都採用 平成 14 年 7 月 同 交通局技術管理担当部長 平成 15 年 6 月 同 都市計画局都市基盤部外かく環状道路担当部長 平成 16 年 4 月 同 都市整備局外かく環状道路担当部長 平成 17 年 7 月 同 建設局道路建設部長 平成 18 年 4 月 同 建設局道路監 平成 19 年 6 月 同 建設局長 平成 21 年 7 月 同 技監 平成 22 年 3 月 同 退職	—
6	関 敏 樹 (昭和 26 年 7 月 27 日生)	昭和 51 年 11 月 東京都採用 平成 16 年 8 月 同 新銀行設立本部企画担当部長 平成 17 年 7 月 同 総務局行政改革推進室長 平成 18 年 7 月 同 出納長室副出納長 平成 19 年 4 月 同 会計管理局管理部長 平成 19 年 6 月 同 福祉保健局次長 平成 20 年 7 月 同 労働委員会事務局長	—

注：取締役候補者と当社との間に、特別な利害関係はありません。

第3号議案 監査役選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりあります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
1	大沼 広 (昭和24年10月16日生)	昭和48年4月 首都高速道路公団採用 平成16年5月 同 業務部長 平成17年10月 首都高速道路株式会社営業部長 平成19年7月 同 距離別料金本部事務局長 平成21年6月 同 常務取締役 現在に至る 財務、営業部門、距離別料金担当	—
2	田村 滋美 (昭和13年7月20日生)	昭和36年4月 東京電力㈱入社 平成元年6月 同 建設部部長（土木担当） 平成3年6月 同 建設部長 平成7年6月 同 取締役建設部担任 平成9年6月 同 常務取締役送変電建設本部長 平成11年6月 同 取締役副社長送変電建設本部長 平成12年6月 同 取締役副社長 平成14年10月 同 取締役会長 平成17年10月 当社監査役（非常勤）（現在） 平成20年6月 東京電力㈱ 顧問（現在）	—
3	宇治 嘉造 (昭和17年1月25日生)	昭和40年4月 トヨタ自動車販売㈱入社 昭和62年2月 トヨタ自動車㈱経理部次長 昭和63年2月 同 財務部次長 平成元年2月 同 関連事業部主査（次長級） 平成3年2月 同 関連事業部主査（部長級） 平成8年6月 同 関連事業部長 平成10年1月 ブラジルトヨタ㈱代表取締役社長 平成13年3月 ㈱トヨタアカウンティングサービス代表取締役社長 平成17年10月 当社監査役（非常勤）（現在） 平成19年6月 ㈱トヨタアカウンティングサービス顧問 平成21年6月 同 退任	—

注1：監査役候補者と当社との間に、特別な利害関係はありません。

注2：監査役候補者田村滋美氏及び宇治嘉造氏は、会社法第335条第3項に定める社外監査役の候補者であります。

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任する取締役長谷川康司氏、佐々木克巳氏、梶山修氏及び大沼広氏、並びに監査役倉澤豊哲氏に対し、その在任中の勞に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、妥当な範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その金額、時期、方法等の決定は、取締役については取締役会、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

氏名 (生年月日)	略歴
長谷川 康司 (昭和 15 年 5 月 5 日生)	平成 17 年 10 月 首都高速道路株式会社代表取締役会長 現在に至る
佐々木 克巳 (昭和 15 年 3 月 16 日生)	平成 20 年 6 月 首都高速道路株式会社代表取締役社長 現在に至る
梶山 修 (昭和 20 年 4 月 23 日生)	平成 18 年 6 月 首都高速道路株式会社常務取締役（サービス推進、事業開発部門担当） 現在に至る
大沼 広 (昭和 24 年 10 月 16 日生)	平成 21 年 6 月 首都高速道路株式会社常務取締役（財務、営業部門、距離別料金担当） 現在に至る
倉澤 豊哲 (昭和 23 年 1 月 21 日生)	平成 17 年 10 月 首都高速道路株式会社監査役（常勤） 現在に至る